

## WDCGOLFツアー会員規約

一般社団法人WDCゴルフトーナメント機構（WDC Golf Tournament Organization）は（以下、「弊機構」という）は、弊機構が運営するウェブサイト、ワールドドリームサーキットゴルフツアーオンライン（略称：WDCGOLFツアー、<http://wdcgolf.com>）（以下、「機構サイト」という）における会員サービスの利用について、以下のとおりWDCGOLFツアー会員規約（以下、「本規約」といいます）を定める。よって、機構サイトを利用することは、本規約を承諾し、内容に同意したものとみなす。

### 第1条 定義

#### 1 「本サービス」

「本サービス」とは、インターネットを利用したゴルフ大会に関する一切のサービス、メール配信サービスおよび弊機構サイトを通して提供するその他のサービスから構成される。

#### 2 「会員」

「会員」とは、本規約を承認の上、本規約に基づき本サービスの提供を受けるために弊機構の指定する会員登録手続を完了し、弊機構が会員として承認した上、会員として登録した個人とする。

### 第2条 本規約の範囲および変更

1 本規約は、本サービスの利用に関し当機構および全ての会員に適用されるものとし、会員は本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとする。

2 弊機構が別途弊機構サイト上における掲示またはその他の方法により随時会員に対し通知する一切の個別規定は、本規約の一部を構成する。本規約とかかる個別規定が矛盾する場合には、個別規定が優先するものとする。

3 本規約は会員の了解を得ず、また会員に連絡なしに変更されることがある。変更した規約は、弊機構サイト上に表示した時点で効力を生じる。利用者は最新の利用規約を参照することとする。この最新情報を参照しないことによって利用者等に生じた不利益に対し弊機構は一切の責任を負わない。

### 第3条 会員登録申込

1 会員登録を希望する者（以下、「会員登録希望者」という）は、以下に定める手続その他弊機構が定める手続に従って、会員登録を行う。

(1) 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾したうえで、弊機構が別途指定する登録の方法により、会員登録の申込を行うこと。

(2) 氏名、年齢、性別、会員資格、住所、電話番号、電子メールアドレス、所属、ハンディキャップ等その他会員登録のために必要なものとして、会員登録画面において弊機構が定める必要事項をすべて正確に当社に届出ること。

(3) 会員登録の際には、WDCGOLFツアー登録費としてツアー種類によって定められている登録費

を支払うものとする。但しプレオープントーナメントではこの限りではない。

2 会員登録手続は、前第1項の申込に対する弊機構の承諾をもって完了するものとする。ただし、弊機構は、会員登録希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、会員登録希望者の会員登録を認めないことがある。

(1)会員登録希望者が実在しない場合。

(2)会員登録希望者がすでに会員になっている場合。

(3)会員登録希望者が過去に本規約違反等により、会員資格を停止され、または抹消されている場合。

(4)申込みの際、弊機構に届出た事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。

(5)その他、会員登録希望者が第13条に定める会員資格の停止、抹消事由の何れかに該当する場合

(6)その他、会員登録希望者を会員とすることを不適切と弊機構が独自の裁量に基づき判断した場合

#### 第4条 会員資格

1 本サービスは、会員のみが利用することができるものとする。会員登録希望者が第3条に従って、会員登録の申込みをすると、弊機構は会員登録をした利用者に会員IDとパスワードを発行し、会員として登録された時点をもって会員資格を取得する。

2 前項にもかかわらず、会員が前条第2項に定める何れかの事由に該当することが会員登録後に判明した場合、当該会員の会員資格を抹消することがある。

#### 第5条 会員情報の届け出事項の変更等

1 会員は、会員登録申込の際に弊機構に届出した事項に変更のあった場合は、遅滞なく弊機構サイトの会員登録更新手続き方法によりその旨を届出るものとする。なお、婚姻による姓の変更等、弊機構が承認した場合を除き、登録された氏名や生年月日の変更を行うことはできない。

2 会員は、前項の届出を怠った場合に、弊機構からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときにかかる通知が到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとする。

3 なお、本サービスにおける各選手データの項目について、氏名、生年月日を除くものは選手写真を含め、会員自らが登録、変更できるものとする。

#### 第6条 会員情報の取扱

1 会員が会員登録申込の際に弊機構に届出した事項および会員による本サービスの利用に関する事項は、弊機構のデータベースに登録される。このようにデータベースに登録された情報(以下、「登録情報」という)は弊機構が所有するものとし、弊機構はこれを利用することができることを会員は承諾したものとする。それにかかる利用には、弊機構または第三者から会員に対する弊機構または第三者の主催する催物の案内、ダイレクトメール、宣伝印刷物その他の広告・情報の送付またはその他の方法による提供が含まれる。

2 弊機構は、登録情報のうち、特定の個人の識別が可能な情報(以下「個人情報」という。)を第三者に開示しないものとする。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 弊機構サイトの選手データにおける氏名、生年月日
- (2) 情報開示についてお客様の同意がある場合
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (6) 国の機関又、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3 弊機構は、本サービスの提供に関連して本サービスの関連当事者(ゴルフ場運営主体、配送委託業者等)に対して、業務遂行上必要な範囲で個人情報を開示する場合があります、会員は、かかる業務遂行上の個人情報の開示に関し予め同意したものとします。

弊機構は、個人情報の安全管理が図られるよう、関連当事者に対し、当該業務目的以外での使用を禁止し、当該業務終了後には、関連当事者が当該個人情報を適切な処置で廃棄又は弊機構に返還することを義務づけている。また、弊機構が取得した個人情報に関する、利用目的その他取り扱いに関する事項については、個人情報保護ポリシーを確認していただくこととする。

4 弊機構は、本サービスの提供にあたり、クッキー(Cookies)を本サービスの効率的利用のために使用する。なお、会員におけるブラウザの設定を変更することにより、クッキー(Cookies)を拒否できることを、会員は承認したこととする。

## 第7条 弊機構から会員への通知方法

1 弊機構から会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、会員が第3条に基づき予め弊機構に通知したアドレス宛の電子メールの送付、弊機構サイト上の一般掲示、または弊機構が適当と認めるその他の方法により行われるものとする。

2 前項の通知が電子メールで行われる場合、弊機構は、会員が利用するサーバー宛てに電子メールを発信したときに通知の効力が発生したものとみなす。会員は、弊機構の発信する本サービスの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとする。

3 第1項の通知が弊機構サイト上の掲示により行われる場合、当該通知が弊機構サイト上又はログイン画面上に掲示され、会員が弊機構サイト又はログイン画面上にアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知の効力が発生したものとみなす。

## 第8条 会員から弊機構への通知方法

1 会員から弊機構に対する通知は、弊機構サイトに指定するアドレス宛の電子メールの送付または弊機構が適当と認めるその他の方法により行われるものとする。

2 前項の通知が電子メールで行われる場合、会員からの電子メールが弊機構のサーバーへ到着したときに、通知の効力が発生するものとする。

## 第9条 IDおよびパスワードの管理

- 1 会員は、本サービスの提供を受けるために、会員登録申込時に設定するIDとパスワードを使用するものとする。
- 2 会員は、弊機構が会員に付与するIDおよびパスワードを管理する責任を負うものとする。
- 3 会員は、IDおよびパスワードを第三者に開示し、又は利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等いかなる処分をしたりしてはならないものとする。
- 4 IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により会員または第三者に生じる損害の責任は、会員が負うものとし、弊機構は一切責任を負わない。また、かかる事由により、弊機構が損害を負った場合には、会員はその一切の責任を負い、弊機構が被った一切の損害および損失を賠償および補償するものとする。
- 5 会員は、IDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合には、直ちに弊機構にその旨を連絡するとともに、弊機構からの指示がある場合には、これに従うものとする。弊機構は、会員のIDおよびパスワードの漏洩・盗用等に起因して発生した損害につき何らの責めを負わないものとする。
- 6 弊機構が本サービスの提供に関して受信したメールアドレス、IDおよびパスワードが会員に発行したIDおよびパスワードと一致することを確認して取り扱った場合には、これらの漏洩・盗用等があった場合であっても、弊機構は当該本サービスが当該会員により利用されたものとみなすことができるものとする。

## 第10条 会員の責任

- 1 会員は、弊機構が提供する本サービスを不正の目的をもって利用しないものとする。
- 2 会員は、弊機構が提供する本サービスに含まれる情報に関する、弊機構または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為を行わないものとする。
- 3 会員は、本サービスの利用に際して情報を弊機構に伝送するにあたって、弊機構の定める手順・セキュリティ手段を遵守するものとする。この遵守を怠った場合、弊機構はその結果について一切の責任を負わない。
- 4 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分を行ったりしてはならない。
- 5 会員は、本サービスの利用に関して以下の行為またはそのおそれのある行為を行ってはならない。
  - (1) 公序良俗または法令に違反する行為
  - (2) 他の会員または第三者に対し、誹謗・中傷を行い、その他不利益を与える行為
  - (3) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害する行為
  - (4) クレジットカードを不正使用して本サービスを利用する行為
  - (5) ユーザーIDおよびパスワードを不正に使用する行為
  - (6) その他弊機構が不相当と判断する行為

## 第11条 会員発信情報の削除又は修正

弊機構は、会員が送信した情報のうち、以下のいずれかに該当するまたはそのおそれがあるものを、会員の承諾なく、また会員に対して何らの責任を負うことなく、全部または一部を削除またはこれに対し弊機構が必要と判断して修正を行うことができるものとする。

- (1) 事実明らかに反すると弊機構が判断するもの
- (2) その他機構が不相当と判断するもの（特に選手写真などに相応しくないもの等）

## 第12条 会員の退会

- 1 会員が退会を希望する場合には、弊機構サイトの所定メールまたは電話にて弊機構に届け出るものとし、弊機構での退会処理終了後、退会となるものとする。
- 2 会員が退会する場合、弊機構は、既に会員から支払われた料金等の払戻義務を一切負担しない。また、会員は、退会したときは、ランキング他本サービスの利用に関する一切の権利、特典を失うものとし、また、退会に伴って、弊機構に対して、何らの請求権を取得するものではない。
- 3 会員が退会する場合、当該会員は弊機構に対する債務(もしあれば)の全額を直ちに支払うものとする。
- 4 会員が死亡した場合、その時点で退会したものとみなす。

## 第13条 会員資格の停止・抹消

- 1 会員が以下の事由の何れかに該当する場合、弊機構は会員に何ら事前の通知または催告をすることなくまた会員に対して何らの責任を負うことなく、会員資格を一時停止し、または抹消することができる。
  - (1) 第3条第2項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合。
  - (2) IDまたはパスワードを不正に使用したか、または使用させた場合。
  - (3) 弊機構が本サイト上で提供する情報を、弊機構の承諾を得ることなく改変した場合。
  - (4) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
  - (5) その他、会員として不適格と弊機構が判断した場合。
- 2 会員資格を抹消された場合、当該会員は、弊機構に対する債務(もしあれば)の全額を直ちに支払うものとする。また、弊機構は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとする。

## 第14条 本サービス内容の変更

- 1 弊機構は、会員に事前に通知することなく、本サービス又は商品等(第17条で定義される)の内容を中断または変更することがある。
- 2 本サービス内容の中断または変更に伴い、会員に不利益または損害が発生した場合であっても、弊機構はその責任を負わないものとする。

## 第15条 本サービス提供の中断、停止

- 1 弊機構は、以下の何れかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サービスの提供を、一時中断または停止することがある。
  - (1) 本サービスの提供のための装置またはシステムの保守点検または更新(定期的なものか緊急なものであるかいずれかを問わない。)を行う場合。
  - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
  - (3) 第一種電気通信事業者の役務が提供されない場合。
  - (4) 弊機構が、運用上もしくは技術上、本サービスの一時中断もしくは停止が必要であると判断した場合、または、不測の事態により弊機構による本サービスの提供が困難と判断した場合。
- 2 前項の規定にかかわらず、いかなる場合においても、弊機構は会員に対して1ヶ月前に通知することにより、本サービスの提供を中止することができるものとする。
- 3 前2項の本サービスの提供の中断または停止に伴い、会員に不利益または損害が発生した場合であっても、弊機構はその責任を負わないものとする。

## 第16条 WDCポイントランキングサービス

1 ポイントランキング登録サービスとは、弊機構が主催または共催する各地区のポイントランキング対象大会に出場した登録選手の試合結果やスコア等の情報をもとに、下記のコンテンツを提供するサービスのことをいう。

- (1) ランキング登録選手の獲得ポイント
- (2) ランキング登録選手のランキングづけ
- (3) ランキング登録選手の大会出場に関する情報などの保有、閲覧

2 弊機構は、ポイントランキング登録選手の事前の承諾を得ることなく、ポイントランキング登録サービスの内容、規格および仕様を変更することができるものとする。

ランキング登録選手は、氏名、生年月日、性別、都道府県名、所属、ランキング情報などを一般へ開示することを合意するものとする。

3 またランキング登録選手は、対戦相手、対戦記録、スコア、ポイント等、ポイントランキング対象大会に出場して得た情報の中で、ポイントランキング登録サービスに関する情報を他のランキング登録選手へ開示することを合意したものとする。

4 ランキング登録選手がポイントランキング対象大会に出場し獲得するポイントは、弊機構が規定した独自方法によるWDCGOLFツアーポイントランキング集計方法に従い配分される。

5 ポイントランキング登録サービスに登録を希望する選手は、本規約に同意いただいた上、弊機構ホームページの会員登録の際に行う「WDCGOLFツアー会員規約」に同意することにより、本サービスに登録したものと見なす。

6 ポイントランキング登録サービスに登録後、いずれかの大会に参加がなかった場合、ポイントランキング登録サービスをご利用いただけない状態となり、一定期間が経過すると、自動的に抹消される。

7 弊機構は、ランキング登録選手が、本登録規約に違反した場合、または著しく倫理他に違反したと判断された場合には、事前に告知することなく、ポイントランキング登録サービスの利用を停止することができるものとする。

8 ランキング登録選手は、本登録会員規約に基づいてポイントランキング登録サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

9 ランキング登録選手は、所属、住所、電話番号、メールアドレス他、登録内容に変更があった場合には、速やかに会員情報の変更を行い、会員情報の変更手続きは、WDCGOLFのマイページ画面にて変更できるものとする。変更手続きがなかったことでランキング登録選手が不利益を被ったとしても、弊機構は一切責任を負わないものとする。

10 ランキング登録選手は、弊機構が承諾した場合を除き、ポイントランキング登録サービスを利用して入手した如何なるデータ、情報、文章、ランキング他も、著作権法で認められた私的使用の範囲内

でのみ利用するものとし、私的使用の範囲を越える複製、販売、出版、放送、公衆送信のために利用しないものとする。

11 弊機構が主催、共催した大会に出場した際に撮影する写真、ビデオ、その他肖像に関するデータなどの全ての権利は弊機構に帰属するものとし、ランキング登録選手の名誉棄損とならない範囲で掲載、販売、出版、公衆放送できるものとする。

12 ポイントランキング登録サービスの安定的運営には最善を尽くしているが、万が一アクセス過多、その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害、また戦績やスコアの誤記などによりポイントランキング登録サービスを正確に利用できない状況が生じたとしても、契約の不履行には該当しないこととする。万が一戦績やスコアの誤記、及びポイントの誤算等が判明した場合は、修正後のランキング発表時に訂正し反映する。

13 ポイントランキング登録サービスは、すべての利用環境において利用可能な状態であることを保証しているものではない。ランキング登録選手の利用環境により利用できない場合があったとしても契約の不履行には該当しないこととする。

14 ポイントランキング登録サービスに関する個人情報につきましてはホームページの会員登録に準じて運用する。

#### 第17条 WDCGOLF.com における商品の購入

1 会員は、本サービスを利用して商品またはサービス(以下、「商品等」という)を購入することができる。

2 会員は、商品等の購入を希望する場合、弊機構が指定する方法に従って商品またはサービスの購入を申込みものとする。

3 前項の申込に対して、弊機構より申込み商品が受付完了した旨の電子メールを利用者宛に発信した時点で、本契約が成立したものとする。ただし、利用者指定のクレジットカード会社からカード与信不履行の旨の連絡があった場合はこの限りではない。

4 前項の規定に関らず、本サービス利用に関して不正行為または不適当な行為があった場合、弊機構は売買契約を取消もしくは解除、その他適切な措置を取ることができるものとする。

#### 第18条 WDC TOUR.com における決済方法

1 商品またはサービス等のお支払い金額は、商品またはサービス購入代金(税込み)、決済方法による取扱手数料の合計額とする。

2 本サービスによって購入された商品等のお支払いに関しては、原則的にクレジットカードまたは銀行振込での前払いによるものとする。さらにペーパレスによるコンビニ支払、インターネットバンキングなどによるネット決済支払いができる段階でその利用も採用する。

#### 第19条 WDC TOUR.com における商品またはサービスの返品等

支払い後の会員の都合による返品は、理由如何を問わず、受付できない。但し、締切日がある場合には、締切日以内であれば振替えエントリーは可能とする。

## 第20条 プロゴルファー年金保険制度への加入

1 プロゴルファー年金保険制度とは、WDCGOLF賞金ツアーに挑むプロ選手達の将来への不安を解消し、選手活動への集中をサポートするものとして、獲得した賞金のうち、その10%を年金保険の財源として徴収し、保険会社を通じて選手個々の年金保険に加入するものである。

2 本年金保険制度の加入対象は、WDCGOLFツアーに登録し、トーナメントに出場している男女プロ選手であり、選手各自の年金積立額はWDCGOLFウェブサイトの「マイページ」にていつでもご確認できる。

3 年金の受領要件は、WDCGOLF3部構成となる各ツアーのブロックまたは全国の年間出場試合数のうち、少なくとも3分の1(小数点以下四捨五入)以上出場した選手で、これを5年以上維持していることとなる。

4 年金は在籍10年以上で満額支給となる。在籍10年に満たなくても、在籍年度によって年金を受領することも可能とする。例えば9年在籍の場合は獲得年金の90%、8年在籍なら獲得年金の80%、7年在籍なら獲得年金の70%、6年在籍なら獲得年金の60%、5年在籍なら獲得年金の50%が支給される。つまり、選手登録が5年で受領要件を満たしている場合、その選手の獲得年金は満額の半分、6年なら満額の60%、7年なら満額の70%の支給となり、5年未満はゼロとなる。

5 年金は原則60歳からの30年間毎月支給されるが、45歳から受領することも可能である。45歳からの受給を選択した選手には獲得年金の70%が支給され、以降1年ごとに2%ずつ加算し、60歳以降は満額支給(最大30年間)となる。

6 さらに、一時金での受領も可能とし、一時金で受領する場合は、通常支給年金の満額の70%、1年ごとに1%ずつ上乗せし、10年支給で満額の80%、20年支給で満額の90%、30年支給で満額となる。

7 プロゴルファー年金保険は法定相続の対象となる。相続された際には保険会社よりご家族へ生命保険金が支払われる。

8 受領要件を見なさいと認められる年金積立額は、WDCGOLFツアーに登録してトーナメントに出場しているプロ選手への賞金上乗せやプロ育成に使用される。

## 第21条 アマチュア基金及びジュニア育成・強化基金

1 アマチュア基金とは、社会人のアマチュア選手が勝ち取った賞金から、アマチュア規定を超えた賞金額の半分以上を再配分するために使う基金である。3部構成のツアーによって所定の金額になると、エキシビジョン大会として開催される場合がある。エキシビジョンツアー大会に参加するアマチュアは、必ずWDCGOLF登録会員のプロの推薦を受けてエントリーし、そのアマチュアが獲得した賞金は推薦したプロに支払われるものとする。

2 ジュニア育成・強化基金とは、ジュニア選手が勝ち取った賞金から、アマチュア規定を超えた賞金額の半分以上をジュニア育成・強化するために、スカラシップとして使う基金である。

3 ジュニア育成・強化基金は、弊機構または日本ゴルフツアー協会が主催しているジュニア競技会 JJGT(Japan Junior Golf Tour:日本ジュニアゴルフツアー2010年設立、2026年2月現在登録会員4,070名)を通して在籍会員を対象に、ゴルフを通じたスポーツ振興と才能のある逸材を発掘し、国際的なレベルでのゴルフスキルの向上、メンタルトレーニングやフィジカルトレーニングなどを含めたトータルサポートに提供し、世界レベルでの選手育成に役立てる。

## 第22条 QT(Qualifying Tournament ツアー:資格可否判定試験)

1 QTとは、弊機構が主催するWDCGOLFツアーにおけるツアーメンバー資格の付与、出場優先順位並びにその他トーナメントの出場資格者を選抜するために行われるクオリファイングトーナメントの実施について定めるもので、インターナショナルQTも本規定に準じる。

2 弊機構はQTを主催し、クオリファイングトーナメントに係る通過者の決定、資格認定、懲戒・制裁及びその他一切の運営管理又は処分について権限を有する。

3 QTに出場する者は、QT出場に関し、その肖像権、パブリシティ権その他の人格的権利又は知的財産権をWDCGOLFにすべて譲渡し、弊機構が、これをいかなる方法(テレビ、ラジオ、写真、映画、印刷物、電子的方法・磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法等一切の方法を含む。)により、いかなる形態(録音、録画、複製、上映、頒布、公衆送信又は送信可能化等一切の形態を含む。)において使用することについても、許諾するものとする。

4 QTに出場を希望する者は、実施要項に従い、インターネットにより、指定の期日までに申し込み、実施要項で定められた参加費を支払わなければならない。

5 アマチュアは、申込みの際に、アマチュア規定を超えた賞金額につき、それを受領する権利を放棄した場合に限り、アマチュア資格を継続することができるものとする。

6 弊機構は、申込書に不備がある場合には、申込者に対し、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、不備が補正されないときは、申込みを拒むことができる。

7 申込者は、実施要項の定めに従い、締切日前に書面により、申込みを取り下げることができる。申込者がQTの締切り前までに申込みを取り下げたときは、下記9項のキャンセルポリシー規定に従うものとする。

8 申込者は、自ら、弊機構が定める指定の日時まで、各トーナメント会場において出場登録手続きをしなければなりません。指定の日時までに出場登録手続きを行わなかった者は、出場資格を失います。

9 【キャンセルポリシー】QTエントリー後は、返金制度はなく、QT賞金を出すこともあり、自己都合によるキャンセルは理由の如何を問わず一切できない。但し、別のQT会場に振り替えすることを認める場合はある。なお、プレオープンのキャンセルは一切認められないのでご留意して申し込むこと(振り替えは可能)。

10 QTの競技においては、R&A(全英ゴルフ協会)と USGA(全米ゴルフ協会)によるゴルフ規則及び本大会のWDCGOLFのローカルルール・競技の条件を適用する。

11 天候、日程その他の社会的事情その他やむを得ない事由が生じた場合において、前項に規定する競技成立のためのホール数に満たない時点で競技を中止することとなるときに、競技成立のためのホール数は9ホールとする。

### 第23条 懲戒・制裁制度

1 QTに出場した者(申込みをしたが、出場しなかった者を含む。以下「QT出場者」という。)が、次の各号に掲げる行為をしたと認められたときは、弊機構は、次条の規定に基づき懲戒・制裁処分を科すことができます。

- (1) トーナメント規程に違反する行為
- (2) 本規程に違反する行為
- (3) 第22条9項に定める規則に違反する行為
- (4) 実施要項に違反する行為
- (5) 正当な理由なしにQTを欠場又は棄権する行為
- (6) QTに係る出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為、その他品位を損なう行為
- (7) その他、弊機構又はQTの名誉、信用又は品位を損なう行為
- (8) 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む)に違反する行為

第1号から第5号、第8号は懲戒の処分とし、制裁は、第6号及び第7号の処分とする。

2 本規程による懲戒としては、

- (1) 除名
- (2) ツアーメンバー資格の取消
- (3) ツアートーナメントへの1年未満の出場停止
- (4) QTへの5年以内の出場停止の処分を行うものとする。

また、制裁としては

- (1) 嚴重注意
- (2) 10万円以上50万円以下の制裁金を科す。QT出場者は、制裁金の処分を受けたときは、処分の通知が到達した日の翌日から起算して14日以内に当該制裁金を支払わなければならない。制裁金の処分を受けた者は、その支払いを完了するまでの間は、弊機構が主催する全てのトーナメントに出場不可とする。

3 QT出場者が第23条1項に掲げる行為をしたと認めるときは、調査を行い、その結果を懲戒・制裁委員会に報告しなければならない。

4 懲戒・制裁委員会は、前項の報告をもとに審議し、前条に定める懲戒・制裁について決定を行うものとする。

### 第24条 免責・責任制限

1 弊機構は、本規約で別途弊機構の免責につき規定されるところに加え、本サービスの提供に関連して会員が被った一切の損害、損失または費用につき、一切の責任を負わないものとする。かかる損

害等には下記に定められるものが含まれるが、これらに限らない。但し、弊機構に故意または重過失がある場合はこの限りでないものとする。

- (1) 通信回線、通信機器、端末機またはコンピュータ等(会員、弊機構または第三者のいずれの所有、支配または管理にかかるかを問わない。)の障害、不通、瑕疵等に基づくもの
- (2) 本サービスに関連して会員、弊協会または第三者が発信する情報の瑕疵、不到達、遅延、改変、漏洩、流出、消失、ハッキング等に基づくもの
- (3) 通信途上において会員の個人情報漏洩した場合、その他弊機構の故意または重過失なくして会員の個人情報漏洩した場合
- (4) 弊機構のシステムの保守管理またはバージョンアップ等のために、弊機構が本サービスの供を一時停止した場合(事前通知の有無を問わない)。
- (5) 天災・戦争・地震・火災・停電・騒乱・大疫病等の不可抗力に基づくもの

2 弊機構は、いかなる場合においても、会員に対し、本サービスの提供に関連して会員に発生した現実かつ直接の通常損害以外の損害を負担しないものとする(弊機構が負担しない損害には、逸失利益が含まれるが、これらに限らない。)

#### 第25条 会員による損害賠償

会員が本サービス利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、弊機構に損害を与えないものとする。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊機構に損害を与えた場合、弊機構は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとする。

#### 第26条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとする。

#### 第27条 合意管轄

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第28条 協議

本規約に定めのない事項または本規約に関する疑義が生じた場合には、関係当事者間にて誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとします。

#### 附則

本規程は、2014年10月1日より施行する。

#### 附則

本規程は、2020年3月1日より施行する。

#### 附則

本規程は、2021年10月1日より施行する。

#### 附則

本規程は、2026年2月20日より施行する